

CFP-PCR 原案に対する意見公募について

2012 年 4 月 18 日

カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム事務局(JEMAI)

下記の通り、CFP-PCR 原案に対する意見公募を行います。

当該 CFP-PCR 原案はカーボンフットプリント制度試行事業(試行事業)の「カーボンフットプリント制度商品種別算定基準(PCR)策定基準」に基づいて作成されたものです。

当該 CFP-PCR 原案の認定申請事業者は、カーボンフットプリント制度試行事業において CFP 検証の申請準備を進めていましたが、制度試行事務局(JEMAI)の不手際によりCFP検証を実施することができませんでした。こうした状況に対して、CFP 公開の意思を示した企業の努力に最大限配慮するように民間移行後のプログラム運営者に申し送りすることが決まりました。民間移行後のプログラム運営者として、私ども(JEMAI)が引き継ぐことに決まりましたので、申し送り事項に従って、本件に限り試行事業の PCR 策定基準に基づいた CFP-PCR 原案の認定手続きを進めるものです。

なお、今後カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムにおける CFP-PCR 策定基準を変更する予定であり、変更された新基準に基づいた CFP-PCR 認定申請は7月1日に受付開始を予定しております。

記

- ・ 対象 CFP-PCR 原案：一杯抽出用不織布製コーヒードリップバッグ
- ・ 意見公募期間：2012 年 4 月 18 日～24 日 16:00
- ・ 注意事項：次の URL に記載する注意事項を遵守してください
<http://www.cfp-japan.jp/calculate/authorize/public.html>
- ・ 意見提出用紙：次の URL よりダウンロードしてください
<http://www.cfp-japan.jp/common/files/iken.xlsx>

以上

<連絡先・意見提出先>

カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム事務局 (JEMAI)

住所 : 〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 2-2-1 三井住友銀行神田駅前ビル

e-mail : cfp@jemai.or.jp

Tel : 03-5209-7712

“一杯抽出用不織布製コーヒードリップバッグ” 原案
Product Category Rule of “Nonwoven Drip Bag for Individual Coffee”

2012.4.18 意見公募版

No.	項目	内容
1	適用範囲	
1-1	適用範囲	<p>この PCR は、カーボンフットプリント制度(以下、CFP)において「一杯抽出用不織布製コーヒードリップバッグ」を対象とする算定および表示に関する規則、要求事項および指示事項である。</p> <p>なお、対象製品の関係法令に抵触する場合には、法令遵守を優先すること。</p>
2	製品の定義	
2-1	製品の属する分類の説明	<p>この PCR の対象製品を、一杯抽出用不織布製コーヒードリップバッグとする。その種別については、業務用／家庭用、中間財／最終財の別を問わない。</p> <p>【機能、特性】 一杯抽出用不織布製コーヒードリップバッグ(以下、ドリップバッグ)とは、カップに掛けるための加工を施して袋状にした、不織布製のコーヒーフILTERである。 このドリップバッグは、挽いたコーヒー豆をその中へ入れてカップに掛け、注湯して、カップ一杯分のレギュラーコーヒーを淹れるための機能をもつ。なお、コーヒーを一度抽出した後は廃棄される。</p> <p>【素材の構成】 ドリップバッグは、まず、2つの資材に大別される。 1 つはFILTERである。これによりコーヒーを抽出し、ドリップバッグの主要機能を果たす。もう1つはラミネート紙である。FILTERをカップの適切な位置に設置するために用いられる。 FILTERは、長さ 5 mm以下の合成短繊維を用いた不織布から成る。ラミネート紙は、表面にラミネート加工を施した板紙から成る。</p> <p>なお、中間材としてのドリップバッグは、顧客である製造事業者等の生産段階における“包装プロセス”に供されて、コーヒー豆の充填、封緘に使用される。</p>
2-2	対象とする構成要素	<p>1. 本体(中身および容器包装)、付属品 この PCR でいう中身は、ドリップバッグそのものに該当する。 同様に容器包装は最終財としてのドリップバッグにおける外装に該当し、消費者により廃棄される。 同様に付属品は最終財としてのドリップバッグにおいて同梱される、製品情報を伝える資料に該当する。これも消費者により廃棄される。</p> <p>2. 各ライフサイクル段階で使用される輸送用資材、および副資材 構成要素の対象として挙げておけるが、これら輸送用資材、副資材の容器包装や輸送用資材については、算定の対象外としてもよい。</p>
3	引用規格および PCR	
3-1	引用規格および PCR	<p>次の PCR は、この PCR の一部を構成する。</p> <p>PA-BB 紙製容器包装(中間財) PA-BC プラスチック製容器包装 PA-BD 金属製容器包装(中間財)</p>

		PA-BE ガラス製容器(中間財) 以上の容器包装関連 PCR4 件をまとめて、以後「容器包装 PCR」と記述する。
4	用語および定義	
4-1	用語および定義	<p>①最終財 消費者に対して提供される最終の製品形態(本体および付属品)。</p> <p>②中間財 顧客である製造事業者等に対して提供される製品形態(本体および付属品)であって、その後何らかの加工を経て消費者へ提供されるもの。</p> <p>③副資材 生産段階など特定の段階でのみ消費され、目にみえるかたちでは製品形態に残らないもの。 例えば、製造サイトで使用する薬品や洗浄剤などが該当する。</p> <p>④廃棄物等 廃棄処分、あるいはリサイクル、リユースされるもの。</p> <p>⑤廃棄物等の処理 廃棄処分されるものについては、焼却および埋立等の処理を示す。 リサイクルされるものについては、リサイクルの準備処理を示す。 リユースされるものについては、リユースの準備処理を示す(準備処理を要する場合には限る)。</p> <p>⑥リサイクルの準備処理 使用済み製品を構成する素材や部品が、リサイクル処理可能な状態になるまでの処理。 例えば、プラスチックの場合はベール化まで、紙は梱包まで、ガラスはカレット化まで、金属はプレス処理までを対象とする。また、リサイクル処理の前準備として破碎・選別が必要な場合は、破碎・選別プロセスを含むこととする。</p> <p>⑦共製品 対象製品のライフサイクルに直接関与しない副生産物のうち、配分の対象となるもの。 なお、主生産物と比較して経済価値が著しく小さい副生産物は、共製品には含めずに廃棄物として計上する。</p> <p>⑧輸送量 輸送時の燃料消費に伴うGHG排出量を算定する際に、原単位へ乗じる燃料使用量または輸送トンキロの量。</p> <p>⑨想定使用期間 製品のライフサイクルにおけるGHG排出量の算定にあたり、使用・維持管理段階の負荷を計上する期間。 製品カタログ、製品仕様書、あるいは関連法規等で製品特性として定められた寿命や保守・交換期間、または減価償却の法定耐用年数等をもとに設定する。</p> <p>⑩不織布(nonwoven) [JIS L 0222:2001] 繊維シート、ウェブ又はバットで、繊維が一方又はランダムに配向しており、交絡、及び/又は融着、及び/又は接着によって繊維間が結合されたもの。ただし、紙、織物、編物、タフト及び縮じゅう(絨)フェルトを除く。</p> <p>⑪短繊維不織布(staple nonwoven) [JIS L 0222:2001] 短繊維を空気中でカード方式又はその他の方式でシート状に積層し、一つ又は二つ以上の結合方法で作られた不織布。</p> <p>⑫紙(paper) [JIS P 0001:1998] 紙とは、植物繊維、その他の繊維を膠着させて製造したもの。広義には、素材として合成高分子物質を用いて製造した合成紙のほか、繊維状無機材料を配合した紙も含む。</p> <p>⑬板紙(paper board) [JIS P 0001:1998] 板紙とは、木材化学パルプ、古紙などを配合した厚い紙の総称。板紙抄紙機で作り、</p>

		<p>紙質は硬く、腰が強い。段ボール原紙、白板紙などがあり、主に包装材料として使用される。</p> <p>⑭ロール製品(Reels) [JIS P 0001:2008] シート・フィルムなど薄い平らな製品の輸送時に、輸送し易くするために巻物状にした製品。巻き取り製品ともいう。</p> <p>⑮ラミネート紙 板紙の表面に樹脂のラミネート加工を施したもの。</p> <p>⑯外装 最終財において、製品本体を消費者へ提供する際の最も外側にある包装のこと。あるいは、その包装資材を示す。</p>
5	対象範囲	
5-1	算定の単位	使用時の基本単位である1枚あたりとする。販売単位で算出した数値を、1枚あたりに換算して算定する。
5-2	ライフサイクル段階	<p>最終財と中間財のいずれにおいても、次のライフサイクル段階を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料調達段階 ・ 生産段階 ・ 流通段階 ・ 廃棄・リサイクル段階 <p>なお、使用・維持管理段階については、事業者や消費者の努力によって削減可能な負荷が想定できないので、最終財、中間財ともに対象外とする。</p>
6	全段階に共通して適用する項目	
6-1	ライフサイクルフロー図	<p>ライフサイクルフロー図には、次のプロセスを含めるものとする。すなわち、算定製品の機能を満たすライフサイクルの範囲内にあり、かつ、CO₂ 排出量に対する寄与度の高さの観点から無視できないプロセス。</p> <p>附属書 A(規定)に標準的なライフサイクルフロー図を示す。CFP の算定時には、この例を踏襲して、詳しく具体的に記載した算定製品ごとのライフサイクルフロー図を作成すること。なお、作成したライフサイクルフロー図が、この例の範囲から外れてはならない。</p>
6-2	データの収集範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・一次データの収集が必須であるもの: 各投入物の投入量、輸送量、およびその製造に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量のうち、その活動が自社の業務範囲内で実施されていて、データの把握が可能なもの。 ・一次データの収集が望ましいもの: 製造に係る単位あたりのライフサイクルGHG排出量のうち、特殊な投入物を使用して、全体に対する寄与度をある程度確認できるもの。 ・対象外にしてもよいもの: 1. 事務部門および研究部門などの間接部門。但し、直接部門のみを切り出すことが困難な場合には含めてもよい。 2. 製品の生産設備などの資本財を、対象製品の製造に使用していないときの負荷。 3. 算定対象の製品には該当しないプロセス。 4. 複数年使用する資材。 5. 投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送用資材。 6. 副資材のうち、マスク、軍手等、影響の小さい汎用品。
6-3	データの収集期間	<p>収集データについては、直近1年の平均実績値を用いる。</p> <p>直近1年の実績値を収集できない場合は、他の収集期間または設計値を用いてもよい。但し、CFP 検証の際には、その妥当性についても併せて検証を受けること。</p>
6-4	配分	<p>重量を基準として配分する。</p> <p>データの特性に応じて、重量以外の基準(重量以外の物理量、経済価値等)を使用し</p>

		てもよい。但し、CFP 検証の際には、その妥当性についても併せて検証を受けること。
6-5	カットオフ	シナリオや類似データ、推計データ等を用いて代替すること。それが困難な場合に限り、カットオフを実施できる。その際には、カットオフの範囲を明確にし、その範囲のGHG排出量が総ライフサイクルGHG排出量の5%以内となることを確認すること。
6-6	その他	<p>【輸送(国内)に関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サイト間輸送について、寄与度がある程度確認できる場合には、それも計上すること。 ・ 算定については附属書 B(規定)に従う。算定法としては、燃料法、燃費法またはトンキロ法のいずれかの手法を用いること。 ・ 輸送距離の測定方法については、実測、あるいはナビゲーションソフト等の情報によること。 ・ 輸送ルートが複数ある場合には、すべてのルートの一次データを輸送重量により加重平均して算定すること。 <p>なお、輸送ルートが多岐にわたる場合は、一次データを輸送量全体の50%以上収集し、それら一次データの平均値を残りのルートの二次データとして使用してもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一次データの収集が困難な場合は、附属書 C(規定)のシナリオを使用すること。 <p>【輸送(国際)に関する規定】</p> <p>国内輸送の場合に準ずる。</p> <p>原材料調達先(国)において輸送に関する諸規定がある場合には、原材料調達先(国)の陸送部分についてはそれに準じてデータを収集してもよい。なお、その諸規定を定めている機関については、国または民間の別を問わない。</p> <p>【廃棄物等の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物等の GHG 排出量については、それが排出される段階において計上する。計上する項目は、排出元から処理施設(最終処分場またはリサイクル準備処理施設)までの輸送、および、各処分場またはリサイクル準備処理施設での処理に係るライフサイクル GHG 排出量である。 ・ 焼却処理を行う際には、廃棄物中の化石資源由来の CO₂ 排出量を計上すること。 ・ バイオマスを焼却または生分解した際に発生する CO₂ 排出量については、計上しない。 ・ リサイクルされるものについては、リサイクルのための輸送からリサイクルの準備プロセスまでのライフサイクル GHG 排出量を計上する。 ・ リサイクル後の再生材およびリユース材が他の製品システムで利用された場合は、間接影響を控除しない。 ・ 一次データの収集が困難な場合、および設定されたシナリオでの算定が困難な場合はすべて焼却処理とする。但し、金属のように焼却できないものについては、埋立処理とする。 <p>【リサイクル材、リユース材の取扱いに関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル材のライフサイクル GHG 排出量を計上する際、対象とするプロセスの範囲については、リサイクルの準備が整ったものを輸送するプロセス以降とする。 ・ リユース材のライフサイクル GHG 排出量を計上する際、対象とするプロセスの範囲については、リユース工程(回収、洗浄等)プロセス以降とする。 ・ リサイクル材、リユース材が他の製品システムから排出されたものである場合、そのシステムで廃棄処理を行わないことによって生じる間接的な影響を控除しない。 <p>【地下水の取扱いに関する規定】</p> <p>用水に地下水を使用している場合は、地下水をくみ上げる際に必要なエネルギーの</p>

	<p>供給および使用に係るライフサイクル GHG 排出量を計上すること。</p> <p>【廃水の取扱いに関する規定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃水を下水道に排水している場合は、下水処理場での処理に係るライフサイクル GHG 排出量を、廃水が排水される段階において計上する。 ・ 廃水を浄化槽等の処理施設で処理したうえで排水している場合は、処理施設での処理に係るライフサイクル GHG 排出量を計上する。 ・ 処理施設で発生する汚泥等の取扱いは、前述の【廃棄物等の取扱い】に従う。 <p>【自家発電の取扱いに関する規定】</p> <p>算定事業者の業務範囲内で自家発電を利用している場合は、発電用燃料の使用量を燃料種ごとに収集し、各燃料の供給と使用に係るライフサイクル GHG 排出量を計上する。</p> <p>【蒸気の手扱ひに関する規定】</p> <p>算定事業者の業務範囲内で蒸気を自ら供給および使用している場合は、蒸気の生成に要した燃料の使用量を燃料種ごとに収集し、各燃料の供給と使用に係るライフサイクル GHG 排出量を計上する。</p> <p>【容器包装の手扱ひに関する規定】</p> <p>容器包装の製造、輸送、および廃棄に係るデータ収集については、「容器包装 PCR」の該当部分に従うこと。</p> <p>【一次データの収集に関する規定】</p> <p>各収集データのうち、データ量に対して95%以上が一次データによるものでなければならない。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原料の異なる副資材を併行して使用している場合、過去一年間の使用量に対して95%以上の一次データを収集。 <p>また、一次データの測定は次の方法により行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ プロセスの実施に必要な作業や機器、設備の稼働単位(稼働時間、稼働面積、稼働距離など)ごとに入出力項目の投入量および排出量を把握して、積み上げる方法。 (例: 設備の使用時間 × 設備の時間当たりの燃料消費 = 燃料投入量) <p>その場合、機器、設備を漏れなく網羅すること。 同様の積み上げ計算を、同じサイトで生産される対象製品以外の生産物に対しても適用し、全生産物の積み上げ結果の総合計がサイト全体の実績値から大きく外れないよう確認すること。 機器、設備の作業単位(作業時間、作業面積、作業距離など)については、管理日報、管理ソフトウェアなどの記録を情報源としてもよい。</p> <p>なお、上記方法による測定が困難な場合は、次の方法を用いるか、次の方法を上記方法と組み合わせて算定してもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者単位の一定期間の実績値を生産物間で配分する方法 (例: 年間の燃料の総投入量を、生産された製品同士で配分)。 <p>配分方法については(6-4)に従って行い、共製品も配分対象とすること。</p> <p>【投入量の算定に関する規定】</p>
--	---

		<p>・各プロセスへの各投入物の投入量については、作業工程ごとのロス率も含めること。</p> <p>・算定製品における各投入物の構成比の定め方については、実測値に基づくこと。但し、実測値で算定しきれない場合に限り、製品企画書、仕様書、配合基準書等の設計値を用いてもよい。</p> <p>【一次データの収集に関する規定】</p> <p>【容器包装、付属品の投入量データに関する規定】</p> <p>「容器包装」の製造に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量の一次データを収集する場合は、「容器包装 PCR」に従う。</p> <p>【原単位の一次データ収集に関する規定】</p> <p>自社で製造を行っている各投入物の製造に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量について、それを一次データにより作成する場合は、製造時に生じる「廃棄物等」、「廃水」の処理施設への輸送と処理に係る負荷を加算すること。</p> <p>【同一素材構成のシリーズ製品としての取扱い】</p> <p>同じ名称で、品番あるいは品種違いで展開している製品を「シリーズ製品」として算定する場合には、以下に従う。なお、シリーズ製品の取り扱いについては、現時点ではカーボンフットプリント制度において確立していないので、今後追加修正を行っていく必要がある。</p> <p>① 下記を全て満たしていること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・素材が同一であること。 ・構成が同一であること。 ・フロー図におけるプロセスがほぼ同一であること。 ・製品の形状が類似していること。 ・原材料の一部(寸法など)のみが異なる製品群であること。 ・次の②に基づいた試算結果が条件を満たすものであること。 <p>② 「シリーズ製品」試算手法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 製品重量が最大のもの、最小のもの、その中間あたりに該当するものを選び、GHG 排出量を算出する。 2. 上記1. で算出した GHG 排出量と製品重量との相関関係を示し、残差のバラツキを算出する。 3. 上記2. の残差のバラツキが、回帰直線に対して 5%以内におさまる場合のみ、「シリーズ製品」として算定することができる。 <p>なお、この手法によって算出した製品については、検証を受ける際に、その旨を明確に示しておくこと。</p> <p>また、製品を構成する原材料のうち、一種のみで製品重量の 70%以上を占める原材料がある場合は、その原材料の重量ごとに相関関係を示してもよい。</p>
7	原材料調達段階に適用する項目	
7-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>①本体の中身を構成する「不織布」、「ラミネート紙」等の製造および輸送に係るプロセス</p> <p>②本体の容器包装など「その他資材(製品の一部をなすもの)」の製造および輸送に係るプロセス</p> <p>③「付属品」の製造および輸送に係るプロセス</p>
7-2	データ収集項目	<p>①本体の中身を構成する「不織布」、「ラミネート紙」等の製造および輸送に係るプロセス</p> <p><投入物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「不織布」、「ラミネート紙」等の算定製品生産サイトへの投入量

		<ul style="list-style-type: none"> ・「不織布」、「ラミネート紙」等の算定製品生産サイトまでの輸送量(以下、調達輸送量) <p><原単位></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各投入物の製造に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・各投入物の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 <p>②本体の容器包装など「その他資材(製品の一部をなすもの)」の製造および輸送に係るプロセス</p> <p><投入物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「その他資材(製品の一部をなすもの)」の算定製品生産サイトへの投入量 ・「その他資材(製品の一部をなすもの)」の調達輸送量 <p><原単位></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各投入物の製造に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・各投入物の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 <p>③「付属品」の製造および輸送に係るプロセス</p> <p><投入物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「付属品」の算定製品生産サイトまたは販売準備サイトへの投入量 ・「付属品」の算定製品生産サイトまたは販売準備サイトまでの輸送量 <p><原単位></p> <ul style="list-style-type: none"> ・各投入物の製造に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・各投入物の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
7-3	一次データ収集項目	<p>①本体の中身を構成する「不織布」、「ラミネート紙」等の製造および輸送に係るプロセス</p> <p><投入物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体の中身を構成する「不織布」、「ラミネート紙」等の算定製品生産サイトへの投入量 <p>②本体の容器包装など「その他資材(製品の一部をなすもの)」の製造および輸送に係るプロセス</p> <p><投入物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本体の容器包装など「その他資材(製品の一部をなすもの)」の算定製品生産サイトへの投入量
7-4	一次データの収集方法および収集条件	<p>【各材料および部品の重量データ収集に関する規定】</p> <p>データ収集した各材料および部品の重量の合計が、製品全体の重量と概ね近い値であることを確認すること。</p>
7-5	シナリオ	<p>【輸送シナリオ】</p> <p>輸送シナリオについては、附属書 C のシナリオに従うこと。</p> <p>【廃棄物処理シナリオ】</p> <p>廃棄物の処理については、すべて焼却処理とする。但し、金属のように焼却できないものについては、埋立処理を基本とする。</p> <p>なお、当該処理物に対して、廃棄・リサイクルに関する法律等が別途定められている場合は、当該法律等に基づいて適正に廃棄・リサイクルが行われるものと仮定して、シナリオを設定することが望ましい。</p>
7-6	その他	特に規定しない

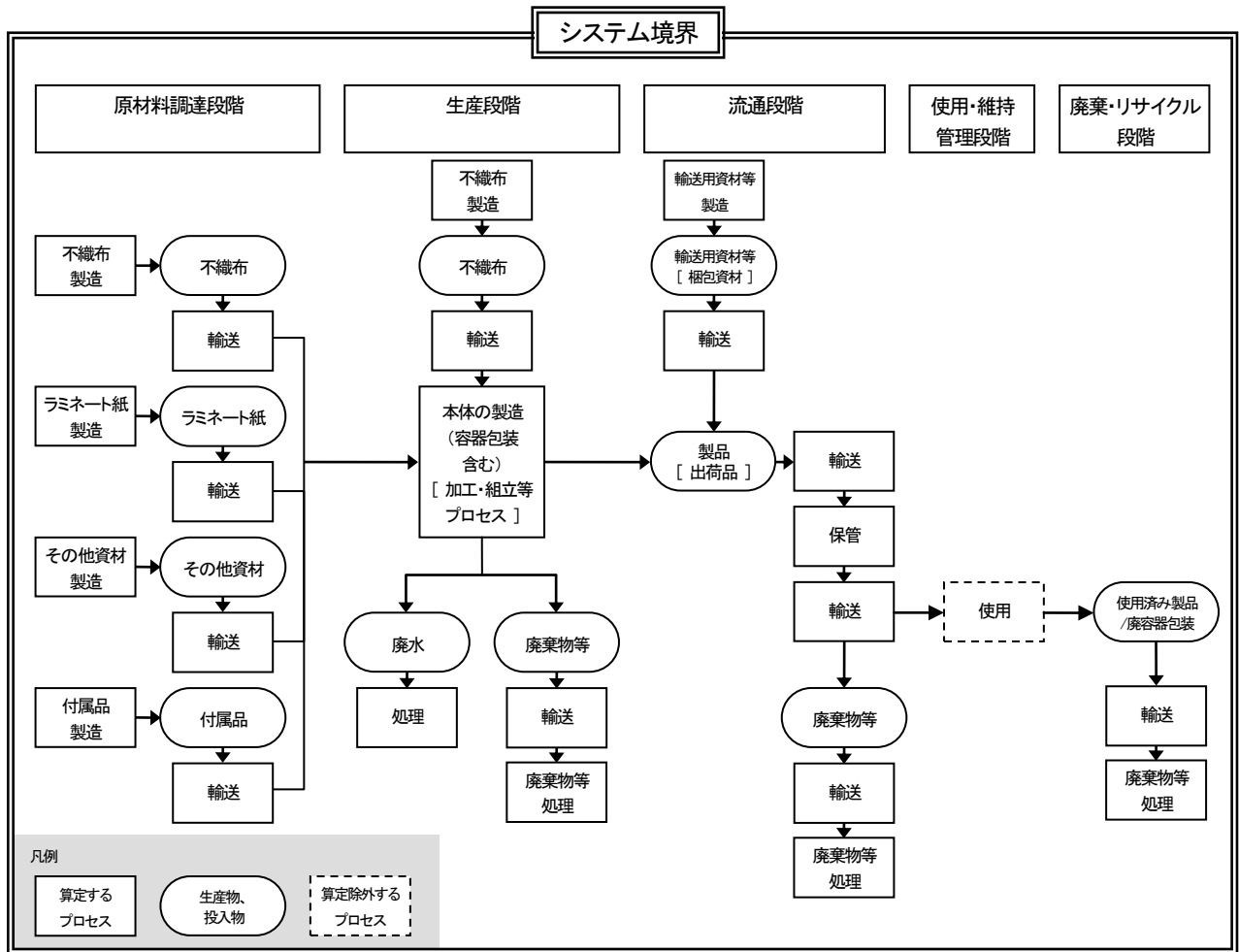
8	生産段階に適用する項目	
8-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	①本体の生産(加工、組立等)プロセス
8-2	データ収集項目	<p>①本体の生産(加工、組立等)プロセス</p> <p><投入物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水」、「燃料」、「電力」の投入量 ・「副資材(生産用資材、薬品等)」の投入量 ・「副資材(生産用資材、薬品等)」の調達輸送量 <p><生産物・排出物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「本体」の生産量 ・「廃棄物等」、「廃水」の処理方法ごとの排出量 ・「廃棄物等」の各処理施設への輸送量 <p><原単位></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水」、「燃料」、「電力」の製造、供給および使用に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・「副資材(生産用資材、薬品等)」の製造に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・「副資材(生産用資材、薬品等)」の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・「廃棄物等」、「廃水」の処理に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・「廃棄物等」の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
8-3	一次データ収集項目	<p>①本体の生産(加工、組立等)プロセス</p> <p><投入物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水」、「燃料」、「電力」の投入量 ・「副資材(生産用資材、薬品等)」の投入量 ・「副資材(生産用資材、薬品等)」の調達輸送量 <p><生産物・排出物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「本体の中身」の生産量
8-4	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない
8-5	シナリオ	<p>【輸送シナリオ】 輸送シナリオについては、附属書 C のシナリオに従う。</p> <p>【廃棄物処理シナリオ】 廃棄物の処理については、すべて焼却処理とする。但し、金属のように焼却できないものは埋立処理を基本とする。 なお、当該処理物に対して、廃棄・リサイクルに関する法律等が別途定められている場合は、当該法律等に基づいて適正に廃棄・リサイクルが行われるものと仮定して、シナリオを設定することが望ましい。</p>
8-6	その他	特に規定しない
9	流通段階に適用する項目	
9-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>①「出荷品」の輸送、保管プロセス</p> <p>中間財の輸送、保管プロセスの対象は、算定事業者が関与する範囲とする。 最終財の輸送、保管プロセスの対象は、生産サイトから店舗(宅配の場合は家庭)までとする。</p>

		<p>なお、保管プロセスについては、全体に対する寄与度が低い場合には対象外としてもよい。</p> <p>②輸送用資材等の製造および輸送プロセス</p>
9-2	データ収集項目	<p>①「出荷品」の輸送プロセス</p> <p><投入物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「出荷品」の輸送量 ・「水」、「燃料」、「電力」の投入量 <p><原単位></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「出荷品」の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・「水」、「燃料」、「電力」の製造、供給および使用に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 <p>②「輸送用資材等」の製造および輸送プロセス</p> <p><投入物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「輸送用資材等」の投入量 ・「輸送用資材等」の調達輸送量 <p><生産物・排出物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄物等(輸送用資材等)」の処理方法ごとの排出量 ・「廃棄物等(輸送用資材等)」の処理施設への輸送量 <p><原単位></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「輸送用資材等」の製造に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・「輸送用資材等」の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・「廃棄物等(輸送用資材等)」の処理に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・「廃棄物等(輸送用資材等)」の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
9-3	一次データ収集項目	<p>①「出荷品」の輸送プロセス</p> <p><投入物></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「出荷品」の輸送量
9-4	一次データの収集方法および収集条件	特に規定しない
9-5	シナリオ	輸送シナリオについては、附属書Cのシナリオに従う。
9-6	その他	特に規定しない
10	使用・維持管理段階に適用する項目	
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	対象外とする
10-2	データ収集項目	対象外とする
10-3	一次データ収集項目	対象外とする
10-4	一次データの収集方法および収集条件	対象外とする
10-5	シナリオ	対象外とする
10-6	その他	対象外とする
11	廃棄・リサイクル段階に適用する項目	
11-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	<p>①「使用済み製品」の廃棄・リサイクルプロセス</p> <p>②「廃容器包装」の廃棄・リサイクルプロセス</p>
11-2	データ収集項目	①「使用済み製品」の廃棄・リサイクルプロセス

		<p><排出量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「使用済み製品」の処理方法ごとの排出量 <p><原単位></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「使用済み製品」の処理に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・「使用済み製品」の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 <p>②「廃容器包装」の廃棄・リサイクルプロセス</p> <p><排出量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「廃容器包装」の処理方法ごとの排出量 <p><原単位></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「廃容器包装」の処理に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量 ・「廃容器包装」の輸送に係る単位あたりのライフサイクル GHG 排出量
11-3	一次データ収集項目	<p>①「使用済み製品」の廃棄・リサイクルプロセス</p> <p><排出量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「使用済み製品」の処理方法ごとの排出量 <p>②「廃容器包装」の廃棄・リサイクルプロセス</p> <p><排出量></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「廃容器包装」の処理方法ごとの排出量
11-4	一次データの収集方法および収集条件	<p>①「使用済み製品」の廃棄・リサイクルプロセス</p> <p>「使用済み製品」の排出量は、算定単位あたりの使用済み製品の投入量とする。</p> <p>②「廃容器包装」の廃棄・リサイクルプロセス</p> <p>「廃容器包装」の排出量は、算定単位あたりの廃容器包装の投入量とする。</p>
11-5	シナリオ	<p>廃棄物等の処理方法の割合について一次データが収集できない場合には、次のシナリオを使用することができる。</p> <p>【廃棄物処理シナリオ】</p> <p>処理施設に送られた廃包装資材の処理方法については、一次データを収集することが望ましいが、次のシナリオを使用してもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 92% が焼却処理される。 ・ 3% が直接埋立処理される。 ・ 5% がリサイクル処理される。 <p>なお、「廃容器包装」の廃棄処理シナリオは、「容器包装 PCR」のシナリオを利用してもよい。</p> <p>【廃棄物輸送のシナリオ】</p> <p>輸送シナリオについては、附属書 C のシナリオに従う。</p>
11-6	その他	特に規定しない
12	二次データ適用項目	
12-1	二次データ適用項目	<p>ルールや名称が確定するまでは、この PCR においては暫定的に以下のように規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 『カーボンフットプリント制度試行事業用 CO₂ 換算量共通原単位データベース(暫定版)』(以下、共通原単位データベース)においてデータが提供されているもの。 ・ 共通原単位データベースに掲載されていない二次データについて、試行事業事務局が「参考データ」として用意したもの。

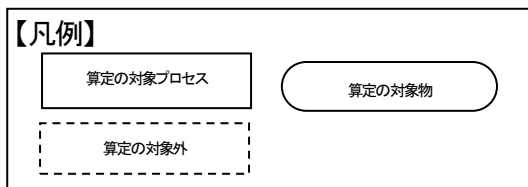
13	表示方法	
13-1	表示単位	算定単位で表示する。
13-2	ラベルの位置、サイズ	共通ルールの「カーボンフットプリントマーク等の仕様」に従う。 カーボンフットプリントのラベルは、製品本体の表面に表示する。 また、POP 表示、パンフレット、ウェブサイトにおいても表示してよい。
13-3	追加情報の表示	<p>【必須表示内容の規定】 必ず表示しなければならない項目に関する説明：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 算定に用いた想定使用期間を、詳細情報シートおよびラベルに記載する。 ・ 販売単位あたりで算定した場合は、販売単位あたりの GHG 排出量である旨(例:1袋あたり)をラベルに記載する。 ・ 単体量あたりで算定した場合で、販売単位を特定できる場合には、販売単位あたりの GHG 排出量を詳細情報シートに記載する。 ・ 販売単位あたりで算定した場合で、単体量が設定できる場合には、単体量あたりの GHG 排出量を詳細情報シートに記載する。 ・ 使用・維持管理段階について GHG 排出量を計上した場合には、使用・維持管理に係る負荷算定対象およびシナリオについて詳細情報シートに記載する。 ・ 算定製品が中間財の場合は、算定対象とした範囲をマーク近傍に表示する。 <p>【推奨表示内容の規定】 表示することを推奨する項目：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用・維持管理段階については GHG 排出量を計上していない。従って、使用・維持管理に係る GHG 排出量が含まれていない旨をラベルに記載するのが望ましい。 <p>【可能表示内容の規定】 次の項目は詳細情報シートおよびラベルに記載してもよい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ライフサイクル段階別の GHG 排出量 ・ 算定単位とは別の機能あたりの GHG 排出量 <p>なお、GHG 排出量の数値については、検証の対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経年の GHG 削減効果 <p>なお、基準となる CFP 値ならびに削減効果の数値については、検証の対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクルの間接効果 <p>なお、間接効果の数値については、検証の対象とする。</p>

附属書 A：ライフサイクルフロー図（規定）



※全てのエネルギーおよび水の供給と使用に係るプロセスはフロー図から省略

※このフロー図は生鮮食品のライフサイクルの概要を示した。特定の製品の CFP 算定にあたっては、不要なプロセスを省略する等、実際に利用しているプロセスに沿って算定すること



附属書 B：輸送時の燃料消費に伴う GHG 排出量の算定方法（規定）

B.1 燃料法

- 1) 輸送手段ごとの「燃料使用量(L)」を収集する。
- 2) 燃料使用量(L)と燃料種ごとの「供給・使用にかかるライフサイクル GHG 排出量(kg-CO₂e/L)」(二次データ)を乗算し、GHG 排出量(kg CO₂e)を算定する。

B.2 燃費法

- 1) 輸送手段ごとの「燃費(km/L)」と「輸送距離(km)」を収集し、次の式により燃料使用量(L)を算定する。
燃料使用量(L) = 輸送距離(km) / 燃費(km/L)
- 2) 「燃料使用量(L)」と燃料種ごとの「供給・使用に係るライフサイクル GHG 排出量(kg-CO₂e/L)」(二次データ)を乗算し、GHG 排出量(kg-CO₂e)を算定する。

B.3 トンキロ法

- 1) 輸送手段ごとの積載率[%]、輸送負荷(輸送トンキロ) [tkm]を収集する。
- 2) 輸送負荷(輸送トンキロ) [tkm]に、輸送手段ごとの積載率別の「輸送トンキロあたり燃料消費によるライフサイクル GHG 排出量」[kg-CO₂e/tkm] (二次データ)を乗じて、ライフサイクル GHG 排出量[kg-CO₂e]を算定する。

附属書 C : 輸送シナリオ (規定)

一次データが得られない場合の輸送シナリオを次に示す。

C1. 輸送距離

- ・ 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合: 50 km
- ・ 県内に閉じることが確実な輸送の場合: 100 km
- ・ 県間輸送の可能性のある輸送の場合: 500 km
- ・ 特定地域に限定されない場合 (国内): 1,000 km
- ・ 港→港: 港間の航行距離

C2. 輸送手段および積載率

ライフサイクル段階	設定シナリオ	
原材料調達段階、 原材料調達輸送	輸送が陸運のみの場合	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62%
	輸送に海運が伴う場合 (輸入先国内輸送、生産サイト⇒港)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62%
	輸送に海運が伴う場合 (国際間輸送、港⇒港)	<輸送手段> コンテナ船(<4,000 TEU)
	輸送に海運が伴う場合 (国内輸送、港⇒納入先)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 62%
生産段階 サイト間輸送 副資材調達輸送 廃棄物輸送	サイト間輸送	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> 50%
	副資材調達輸送	原材料調達段階と同じ
	廃棄物輸送	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 50%
流通段階 製品輸送シナリオ 廃棄物輸送シナリオ	生産地が海外の場合 (生産サイト→生産国の港)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 50%
	生産地が海外の場合 (生産国の港→国内の港)	<輸送手段> コンテナ船(<4,000 TEU)
	生産地が海外の場合 (国内の港→店舗)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 50%
	生産地が国内の場合 (生産サイト→販売準備プロセス)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 50%
	生産地が国内の場合 (販売準備プロセス→店舗)	<輸送手段> 10 トントラック <積載率> 50%
	店舗→処理施設	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> 50%
廃棄・リサイクル段階	ごみ集積所→処理施設	<輸送手段> 2 トントラック <積載率> 50%